

「イソキサフルトール」及び「トリアファモン」の食品安全基本法 第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

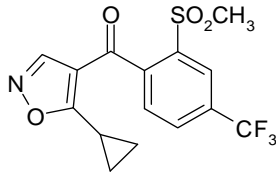
1. イソキサフルトール（農薬）
2. トリアファモン（農薬）

イソキサフルトール

1. 今回の諮問の経緯

- 平成 26 年 9 月 18 日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	イソキサフルトール (Isoxaflutole)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	イソキサゾール系の除草剤である。4-HPPD 酵素を阻害し、光合成を阻害することで、雑草を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.02 mg/kg 体重/day
	国際基準	さとうきび、豆類、畜産物等
	諸外国	米国基準: だいず、とうもろこし等 カナダ基準: だいず、とうもろこし等 EU 基準: だいず、とうもろこし等 豪州基準: 豆類、さとうきび等 ニュージーランド: 基準なし
		インポートトレランス要請: だいず(米国)
食品安全委員会での評価等	平成 19 年 4 月 9 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 22 年 6 月 24 日 食品健康影響評価結果受理 <u>ADI = 0.005 mg/kg 体重/day</u>	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トリアファモン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成26年9月16日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	トリアファモン (Triafamone)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	スルホンアニリド系の除草剤である。アセト乳酸合成酵素を阻害することで、雑草を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし インポートトレランス要請：米(韓国)
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【イソキサフルトール】

- ・ 遺伝毒性試験
- ・ 免疫毒性試験
- ・ 発達神経毒性試験
- ・ 作物残留試験
- ・ 一般薬理試験
- ・ 肝細胞増殖活性試験
- ・ 毒性試験（代謝物の急性経口毒性試験）
- ・ 動物体内運命試験
- ・ 植物体内運命試験